

2種混合（ジフテリア・破傷風）予防接種を受けるにあたっての説明

○保護者の方へ：必ずお読みください

周南市

◆2種混合ワクチンの概要（不活化ワクチン）

2種混合ワクチンとは、ジフテリアトキソイド及び破傷風トキソイドを混合したワクチンのことです。

今回の予防接種は、11～12歳（小学校6年生）に2期として、2種混合ワクチン（ジフテリア・破傷風）追加接種を1回行います。これが今回の予防接種です。確実に免疫をつけるために、ぜひ接種を受けましょう。

※乳幼児期に、3種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）ワクチンを1期として、初回接種を3回、3回目接種終了後1年～1年半後に追加接種を1回行います。

【ジフテリアとは】

ジフテリア菌の飛沫感染（空気中で感染）で起こります。1981年に3種混合ワクチンが導入され、現在では患者発生数は年間0～1人程度です。感染は主にのどですが、鼻にも感染します。

症状は高熱、のどの痛み、犬吠様のせき、おう吐等で、偽膜を形成して窒息死することもある恐ろしい病気です。発病2～3週間後には菌の出す毒素によって心筋障害や神経麻痺を起こすことがあるため注意が必要です。

【破傷風とは】

破傷風菌はヒトからヒトへ感染するのではなく、土の中にいる菌が傷口からヒトの体の中に入り感染します。菌が体の中で増えると、菌の出す毒素のために、口が開かなくなったり、けいれんをおこします。治療が遅れると死亡することもあります。患者の半数は自分では気がつかない程度の軽い刺し傷が原因です。この病気は土の中にいる菌が原因のため、感染する機会は常にあります。

【副反応について】

注射部位の発赤、腫脹（はれ）、硬結（しこり）などの局所反応が主で、7日目までに約31.5%認められます。硬結は少しずつ小さくなりますが、数ヶ月残ることがあります。通常高熱は出ませんが、接種後24時間以内に37.5°C以上になった人が約0.1%あります。腫れが目立つときは、医師に相談してください。

接種後、局所のひどい腫れ、高熱などの症状があれば、医師の診察を受けてください。お子さんの症状が予防接種副反応報告基準に該当する場合は、医師から厚生労働省へ副反応の報告が行われます。

◆接種に当たっての注意事項

予防接種は、体調のよい日に行なうことが原則です。保護者の方は、以下の注意を守って、安全に予防接種を受けられるようご協力ください。

- 1 当日は、朝からお子様の状態をよく観察し、ふだんと変わったところのないことを確認してください。
接種の予定をっていても、体調が悪いと思ったら、かかりつけ医に相談の上、接種するかどうか判断するようにしましょう。
- 2 予防接種の必要性や副反応についてよく理解しておきましょう。わからない事は接種を受ける前に質問しましょう。
- 3 予防接種を受けるお子様の日頃の健康状態をよく知っている保護者の方が連れて行きましょう。
- 4 予診票は、接種する医師への大切な情報です。責任を持って記入するようにしましょう。

また、お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ① 明らかに発熱（通常37.5°C以上をいいます）がある場合
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ 受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーをおこしたことがある場合
「アナフィラキシー」というのは通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、はきけ、嘔吐、声がでにくい、息が苦しいなどの症状に続きショック状態になるような激しい全身反応のことです。
- ④ 明らかに免疫機能に異常のある疾患有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

裏面へ続く

◆予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない人

これに該当すると思われる人は、主治医がある場合には必ず前もって診ていただき、その医師のところで接種を受けるか、あるいは診断書又は意見書をもらってから接種に行きましょう。

- 1 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液の病気や発育障害などで治療を受けている人
- 2 以前予防接種を受けたとき、2日以内に発熱、発しん、じんましんなどアレルギーを思わず異常が見られた人
- 3 今までにけいれん（ひきつけ）を起こしたことのある人
けいれん（ひきつけ）の起こった年齢、熱の有無、その後の発症、受けるワクチンの種類などで条件が異なります。かかりつけ医と事前によく相談しましょう。
- 4 過去に免疫不全の診断がなされている人及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる人
- 5 卵、抗生物質、安定剤などにアレルギーがあるといわれたことのある人
- 6 2種混合ワクチンの接種をしようとする日の前後に、他の予防接種を受けた又は受けようとする人

◆予防接種を受けた後の一般的注意事項

- 1 予防接種を受けた後30分間程度は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。急な副反応がこの間に起こることがあります。
- 2 接種後、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- 3 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- 4 接種当日は、はげしい運動は避けましょう。
- 5 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。その場合には、市役所担当課へも連絡してください。

◆予防接種による健康被害救済制度

- 1 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障ができるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- 2 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
- 3 ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。
- 4 予防接種法に基づく定期接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法と比べて救済の対象、給付額等が異なります。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、市役所担当課へご相談ください。

周南市役所

健康づくり推進課 徳山保健センター内

TEL 0834-22-8553